

3 環境政策の展開の方向

環境基本法は、環境政策の基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」を掲げています。

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画(平成12年12月改定)が策定され、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取り組み」という四つの長期目標を掲げ、これに基づく施策の展開によって、持続可能な社会の構築に向けた取り組みが進められています。

環境基本計画の概要

目指すべき社会: **持続可能な社会の構築**

長 期 的 目 標

環境基本法の環境政策の理念を実現し、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図っていくために、次の四つの長期的目標を掲げている。

循 環	共 生	参 加	国際的取り組み
物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現	社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、自然と人との間に豊かな交流を保つ等、健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保	あらゆる主体が環境への負荷の低減や賢明な利用等に自主的に取り組み、環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を実現	地球環境の保全のため、わが国が国際社会に占める地位にふさわしい国際的イニシアティブを発揮して、国際的取り組みを推進

環境政策の基本的な考え方

社会の諸側面を踏まえた環境政策	生態系の価値を踏まえた環境政策	環境政策の指針となる四つの考え方	環境上の「負の遺産」の解消
社会経済活動が必ず有する経済的側面、社会的側面、環境の側面を総合的にとらえ、環境政策を展開していく「統合的アプローチ」	すべての社会経済活動は、生態系の構造と機能を維持できるような範囲内で、また、その価値を将来にわたって、減ずることのないように行われる必要があるとの考え方の採用	「汚染者負担の原則」 「環境効率性」 「予防的な方策」 「環境リスク」 を環境政策の基本的指針として採用	有害物質による土壌や地下水の汚染、難分解性有害物質の処理問題、地球温暖化問題やオゾン層の破壊問題等、環境上の「負の遺産」については、現在世代の責務として将来世代に可能な限り残さないことを目指す

環境政策推進の方向

あらゆる場面における環境配慮の織り込み	あらゆる政策手段の活用と適切な組み合わせ	あらゆる主体の参加	地域段階から国際段階まであらゆる段階における取り組み
国民、事業者等の意識や行動の転換と税財政等の经济社会システムや国土利用、社会基盤の環境配慮型のものへの転換を並行的に推進	規制や経済的手法等の社会経済の環境配慮のための仕組み、環境投資、環境教育・環境学習及び科学技術の4つの政策手段を最大限活用	国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などがそれぞれ持続可能な社会への取り組みを自主的、積極的に推進	国内において持続可能な社会を地域から構築。その経験を用いて、国際社会で地球環境の保全に貢献

11の戦略的プログラム

環境問題の分野別	<p>①地球温暖化対策の推進 今後の地球温暖化対策にあたっては、まず、増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早期に減少基調に転換し、その減少基調を京都議定書の目標の達成、さらなる長期的、継続的な排出削減へと導くことを目指します。</p> <p>②物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取り組み 社会経済システムから生ずる大気環境、水環境、土壌環境等への負荷が自然の物質循環を損なうことによる環境の悪化を防止する必要があります。このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の循環と効率化を進め、再生可能な資源の育成や利用を推進するとともに、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分を図るなど、社会経済システムにおける物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現します。</p> <p>③環境への負荷の少ない交通に向けた取り組み 大気汚染及び騒音・振動については、環境基準等の達成とその維持を目標とします。このため、自動車単体対策の強化、自動車交通需要の調整・低減も含めた総合的な対策を講じ、抜本的な対策強化を推進していきます。また、対策の推進に当たっては、地球温暖化対策の推進にも寄与することを目指します。</p> <p>④環境保全上健全な水循環の確保に向けた取り組み 人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下にともに確保され、自然の水循環の恩恵を享受し、継承しうるような政策の枠組みを構築することを重点事項として位置づけ、環境保全上健全な水循環の確保の視点に立った施策の展開を図ります。</p> <p>⑤化学物質対策の推進 化学物質による環境リスクを科学的に正しく、可能な限り定量的に評価するとともに、社会的な合意形成を図りながら、多様な手法による環境リスクの管理の推進を図ることにより、持続可能な社会の構築の観点から許容し得ない環境リスクを回避します。</p> <p>⑥生物多様性の保全のための取り組み 人類の存続の基盤である環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とする生態系が健全に維持されることによって成り立っているという認識を共有します。その上で、生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られることを目標とします。</p>
政策手段	<p>⑦環境教育・環境学習の推進 環境教育・環境学習が環境政策に不可欠な政策手段であるとの認識の下に、これを環境政策全体の中で適切に位置づけ、推進するとともに、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策をはじめとするすべての個別政策分野において、環境教育・環境学習を政策立案段階から有効な政策手段として位置づけ、推進します。</p> <p>⑧社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取り組み 環境問題の構造変化に対応し、社会経済システムへの環境配慮の織り込みを図る「社会経済のグリーン化」を進めていくため、環境利用のコストが価格を通じて十分市場に反映されることに留意しながら、新たな政策手法の開発と普及を図っていきます。</p> <p>⑨環境投資の推進 環境に対する投資は、社会発展の基盤である環境の破壊の防止や環境制約の緩和を通じ、社会経済の発展を持続させるための条件を整えるほか、新たな需要の喚起や技術や生産プロセスの革新を通じて産業の発展基盤や国際競争力を強化する効果があることも留意する必要があります。</p>
あらゆる段階における取り組み	<p>⑩地域づくりにおける取り組みの推進 「循環と共生を基調とした地域づくり」の展開に際しては、地域づくりに関係する各主体が、環境から見た持続可能性を目指す視点を共有し、地域づくりに関するそれぞれの施策を推進することにより、地域づくりのあらゆる場面において環境配慮の織り込みを進めることを基本とします。</p> <p>⑪国際的寄与・参加の推進 わが国の大規模な経済活動が地球環境に大きな負荷を与えてきていることにかんがみ、わが国の持つ環境面の卓越した技術や経験を活用し、国際社会において環境面からの積極的な寄与・参加を行うことは、わが国の国際社会に対する重要な責務となっています。また、国際的寄与・参加をする上では、他国の範となるべく、自ら率先して社会を持続可能なものへと転換するための国内対策を一層充実、強化していくことが重要です。</p>